

意見書

平成19年7月23日

情報通信審議会

電気通信事業部会 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成19年6月21日付け情通審第65号で公告された電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に関し、意見募集の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「FMCサービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」におきまして、050番号をFMCサービスに利用する際は、発信者保護等の観点からガイダンス等の適切な方法により料金水準や接続先を発信者が把握できる措置を求めることとなっております。

FMCサービスは今後発展していくサービスであり、様々な提供形態が想定されることから、050番号をFMCサービスに利用する際の発信者への周知方法もガイダンス挿入だけでなく様々な方法が考えられ、また、料金水準や050番号がロケーションフリーな番号であることの浸透度合いによってはガイダンスが不要なFMCサービスの提供も可能になるものと考えます。

つきましては、「改正案 別表第三 2の3」(利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備に接続する場合、接続する設備の別及び当該設備に係る料金水準で課金される旨を呼の接続に先立って発信者へ通知するための措置を講ずること。以下「当該措置」という)のように当該措置を法的に一律に義務付けた場合は、サービス提供条件に制限が発生しユーザの利便性が下がる可能性があることから、050番号をFMCサービスの提供に利用する際の当該措置についてはFMCサービス提供の際のガイドラインとして平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「FMCサービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」における記載のみで十分であると考えます。

以上